

●地域主権改革一括法の施行に伴う条例の一部改正について

北広島市都市公園条例

1. 条例の趣旨

平成23年8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が公布され、都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部が改正されました。

これに伴い、これまで法令などで全国一律に規定されていた下記の基準について、各地方公共団体の条例で定めることとなりました。

2. 国(政令及び省令)の基準並びに北広島市の考え方

| 項目 | 基準の内容 | |
|----------------------|--|--|
| | 国の基準（参酌すべき基準） | 市の考え方 |
| 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準 | 一の市町村の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は10㎡以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、5㎡以上とする | 北広島市緑の基本計画と整合を図る 市区域49㎡以上 市街地36㎡以上 |
| 都市公園の配置及び規模の基準 | 当該市町村における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮する | 国の基準どおり |
| | 街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 0.25ヘクタールを標準とする | 国の基準どおり |
| | 近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 2ヘクタールを標準とする | 国の基準どおり |
| | 徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 4ヘクタールを標準とする | 国の基準どおり |
| | 総合的、運動の利用に供することを目的とする都市公園 機能を十分発揮できる敷地面積を定める | 国の基準どおり |
| | 公害又は災害を防止することを目的とする緩衝緑地としての都市公園 風致の享受の用に供することを目的とする都市公園 動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園 機能を十分発揮できる敷地面積を定める | 国の基準どおり |

| 項目 | 基準の内容 | |
|-----------------------------|---|---------|
| | 国の基準（参酌すべき基準） | 市の考え方 |
| 公園施設の設置基準 | 一の都市公園の公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない | 国の基準どおり |
| 公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等 | 休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設等 100分の10を限度 | 国の基準どおり |
| | 国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物等 100分の20を限度 | 国の基準どおり |
| | 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場等 100分の10を限度 | 国の基準どおり |
| | 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物） 100分の2を限度 | 国の基準どおり |
| 上記以外 | | 国の基準どおり |

3. これまでの経過及び今後のスケジュール

| | |
|------------------|---|
| 平成24年7月 | 第1回庁内検討委員会開催 第1回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催 |
| 平成24年8月 | 第2回庁内検討委員会開催 |
| 平成24年9月 | 第2回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催 |
| 平成24年10月 | 第3回庁内検討委員会開催 |
| 平成24年11月 | パブリックコメント実施 |
| 平成24年12月～平成25年3月 | パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会での審議 条例制定・改正 |
| 平成25年4月1日（予定） | 条例施行 |

4. 担当

北広島市建設部都市整備課（内線765）